

# 令和5年度第1回 盛岡市男女共同参画審議会

令和5年4月11日（火）午後2時～  
市役所本庁舎別館4階 403会議室

盛岡市市民部市民協働推進課  
男女共同参画推進室

## ・次第

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 議事
  - (1) 審議会におけるパートナーシップ制度検討の経緯
  - (2) 盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の概要について
  - (3) 市長への答申について
- 4 その他
- 5 閉会



# (1) 審議会におけるパートナーシップ制度検討の経緯

## ■ 令和4年度第1回審議会（令和4年8月25日）

- ・ パートナーシップ制度の推進を決議し「同性パートナーシップ制度検討部会」を設置。

### ■ 第1回検討部会（令和4年10月7日）

### ■ 第2回検討部会（令和4年11月28日）

### ■ 第3回検討部会（令和4年12月20日）

### ■ 第4回検討部会（令和5年3月27日）

- ・ 検討部会、性的マイノリティ当事者の方々との意見交換会、パブリックコメント等を通し、制度のあり方を検討。「**盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（案）**」をまとめた。

## ■ 令和5年度第1回審議会（本日）

- ・ 要綱案についてご審議いただきたいもの。

## 参考 パブリックコメントの実施結果

### ■ 実施期間

- ・ 令和5年2月10日（金）～3月6日（月）（25日間）

### ■ 内容

- ・ 11人+1団体から、26の意見、感想、質問等が寄せられた。
- ・ 詳細と市の考え方の説明は【資料1】のとおり。

A：計画に盛り込むもの	1件
B：要綱等に盛り込み済のもの	3件
C：要綱等に盛り込まないもの	4件
D：その他、要望・意見・感想等	18件

※なお、11人+1団体のうち、制度導入に賛成するものは9件、さらに踏み込んだ制度を求めるものは2件、不明は1件であった。

## (2) 盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の概要について

### ■ 内容

- 制度を利用しようとする2人が、市長に対し、パートナーシップにあることの宣誓を行い、市で審査の上、要件を満たしていれば「宣誓書受領証」・「受領証カード」を交付する。

### ■ 対象者の範囲

- 性別、性自認、性的指向は問わない。（具体的には、双方又は一方が性的マイリティであるカップルや、事実婚の男女カップルが対象となる。）
- 希望する場合は、パートナーの子、親を含めたファミリーシップも宣誓することができる。（当人の同意が必要。子は生計同一を基本とする。）

### ■ 根拠規定

- 「盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」【資料2】

## ■ 導入により期待される効果

- ・ 対外的に、2人の関係性の説明がしやすくなる。
- ・ 夫婦や家族として利用できるサービスの幅が広がる。  
(ただし、サービス適用の判断は各事業者に委ねられる)
- ・ 制度の認知が広がることで、性の多様性に対する理解の促進につながる。
- ・ 現時点で利用できるサービス等は【資料3】のとおり。市HPと利用者ガイドブック【資料4】に掲載し、随時更新する。

## ■ 今後の取組について

- ・ 市民や事業者等に制度の周知を図り、理解の促進やサービスの拡充等について協力を依頼する。
- ・ 県内を中心に、他の導入自治体と連携を図り、手続きの負担軽減や相互利用等の検討を進める。

### (3) 市長への答申について

- 本日、制度案にご承認をいただければ、パートナーシップ制度のあり方についての市長の諮問に対し、要綱案を添えて、本審議会の答申とする。
- 制度開始 令和5年5月1日